

基幹教員について

参考資料 1 - 2

令和4年6月22日中央教育審議会
大学分科会（第168回）資料2-2

見直しの考え方： クロスアポイントメント等の働き方の多様化や民間からの教員登用の促進等の観点及び質保証の観点を踏まえ、現行の専任教員制度を見直し

【現行制度（専任教員）】

一の大学に限り、専任教員となる。

※専ら当該大学の教育研究に従事

※ 過去の設置認可審査においては、教員の専任性を確認する際の運用上の考え方として、以下に該当する場合は更なる情報や説明を要求して、個々に確認・審査が行われていた。

- ・年間担当単位数8単位未満かつ月額報酬20万円未満
- ・大学以外の業務の従事日数が週3日以上
- ・月額報酬10万円未満
- ・大学以外の業務に従事する者が、当該大学における専任教員全体の半数程度以上を占めているもの

【見直し後（基幹教員）】

以下①、②を満たす教員を「基幹教員」として定義し、明確化を図る

① 教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う教員

かつ

※ 例えば、教授会や教務委員会など当該学部の教育課程の編成等について意思決定に係る会議に参画する者等を想定

② (A) 当該学部の教育課程における主要授業科目を担当する教員（専ら当該大学の教育研究に従事する者に限る。）

又は

※ 一の大学でフルタイム雇用されている者等（月額報酬20万円以上）を想定

(B) 当該学部の教育課程における年間8単位以上の授業科目を担当する教員

基幹教員に伴う変更

	現行規定（専任教員）		新规定（基幹教員） ※：基幹教員は、 <u>教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う</u> ことが前提。
専ら当該大学に従事	専任教員	主要授業科目を担当 (又は8単位以上)	基幹教員
		上記以外	×注1
上記以外	専任教員 (教育研究上特に必要があり、かつ、教育研究の遂行に支障がないと認められる場合)	8単位以上	基幹教員注2
		上記以外	×
	×	8単位以上	基幹教員注2
		上記以外	×

注1：現行規定においても、授業を担当しない専任教員は、必要教員数の算定から除かれている。

注2：「他大学や他学部の授業も担当する基幹教員」及び「専ら当該大学に従事する教員以外の基幹教員」は、合計して必要基幹教員数の4分の1まで。

※ 2学科以上ある学部の場合は、学科ごとに判断。

必要最低教員数の算定について

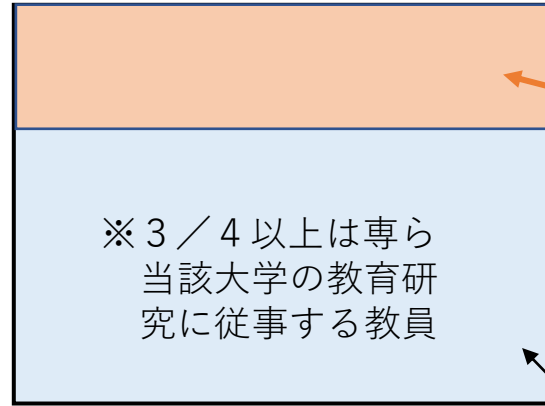
大学

教員（全体）

大学全体の収容定員に基づく必要最低教員数

A学部^注の収容定員に基づく必要最低教員数

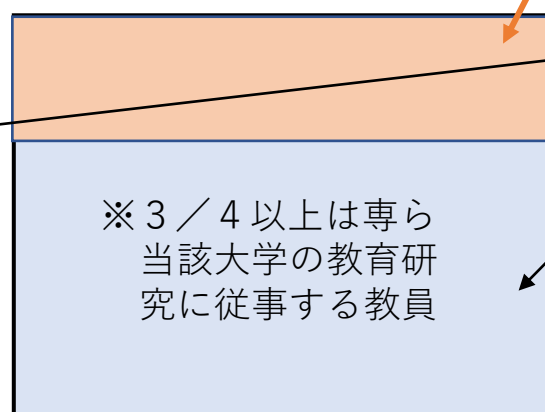
※別表第一で算定する教員除く



+

B学部^注の収容定員に基づく必要最低教員数

※3/4以上は専ら当該大学の教育研究に従事する教員



【別表第二】

【別表第一】

複数の大学・学部等で算定可能
(各々の学部で年間8単位以上担当)

算定はいずれか「1」まで

教育課程の編成等に責任を担い、当該学部の教育課程における年間8単位の授業科目を担当する教員（専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者）

※ 例えば、クロスアポイントメント等により複数の大学や企業との兼務を行う者等

教育課程の編成等に責任を担い、当該学部の教育課程における年間8単位の授業科目を担当する教員（専ら当該大学の教育研究に従事する者）

教育課程の編成等に責任を担い、当該学部の教育課程における主要授業科目を担当する教員（専ら当該大学の教育研究に従事する者）

基幹教員以外の教員
※各学部等の授業科目を担当しない教員

基幹教員（全体）

注：学部以外の基本組織（教教分離型の場合は教育組織）を含む

複数大学での必要最低教員数の算定ケース①②

X大学

Y大学

ケース①

【1】 X大学A学部の教育課程の編成等に責任を担い、A学部の教育課程における年間8単位以上の授業科目を担当する教員（専らX大学の教育研究に従事する教員）

+

【2】 Y大学B学部の教育課程の編成等に責任を担い、B学部の教育課程における年間8単位以上の授業科目を担当

ケース②

【1】 X大学A学部の教育課程の編成等に責任を担い、A学部の教育課程における年間2単位以上の主要授業科目を担当する教員（専らX大学の教育研究に従事する教員）

+

【2】 Y大学B学部の教育課程の編成等に責任を担い、B学部の教育課程における年間8単位以上の授業科目を担当

A学部注の収容定員に基づく必要最低教員数

※ 3 / 4 以上は専らX大学の教育研究に従事する教員

B学部注の収容定員に基づく必要最低教員数

※ 3 / 4 以上は専らY大学の教育研究に従事する教員

複数大学での必要最低教員数の算定ケース③

X大学

Y大学

A学部注の収容定員に基づく
必要最低教員数

※ 3 / 4 以上は専ら
X大学の教育研究
に従事する教員

ケース③

企業等に専ら勤務する者であって、

【1】 X大学A学部の教育課程の編成等に責任を担い、A学部の教育課程における年間8単位以上の授業科目を担当

+

【2】 Y大学B学部の教育課程の編成等に責任を担い、B学部の教育課程における年間8単位以上の授業科目を担当

B学部注の収容定員に基づく
必要最低教員数

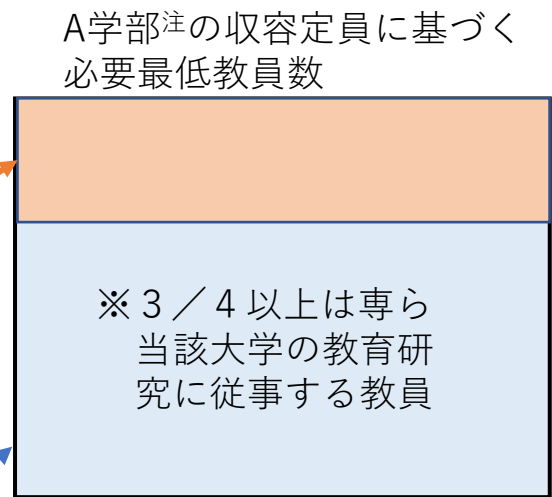
※ 3 / 4 以上は専ら
Y大学の教育研究
に従事する教員

複数学部での必要最低教員数の算定ケース④⑤

ケース④

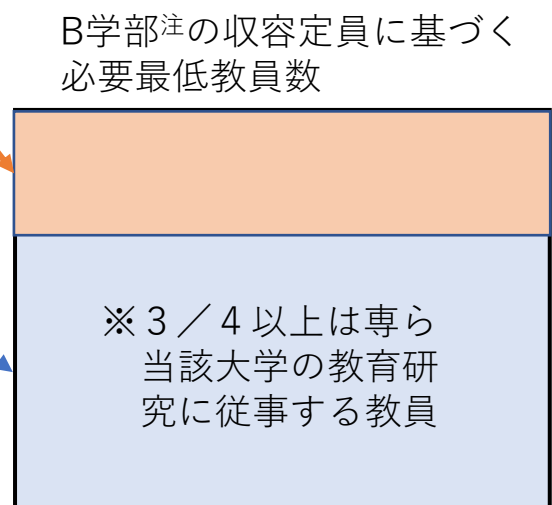
A学部及びB学部の教育課程の編成等に責任を担い、A学部及びB学部の教育課程における年間8単位以上の授業科目を担当する教員（専ら当該大学の教育研究に従事する者）

両学部に算入



又は

いずれかの学部に「1」算入



【別表第一】

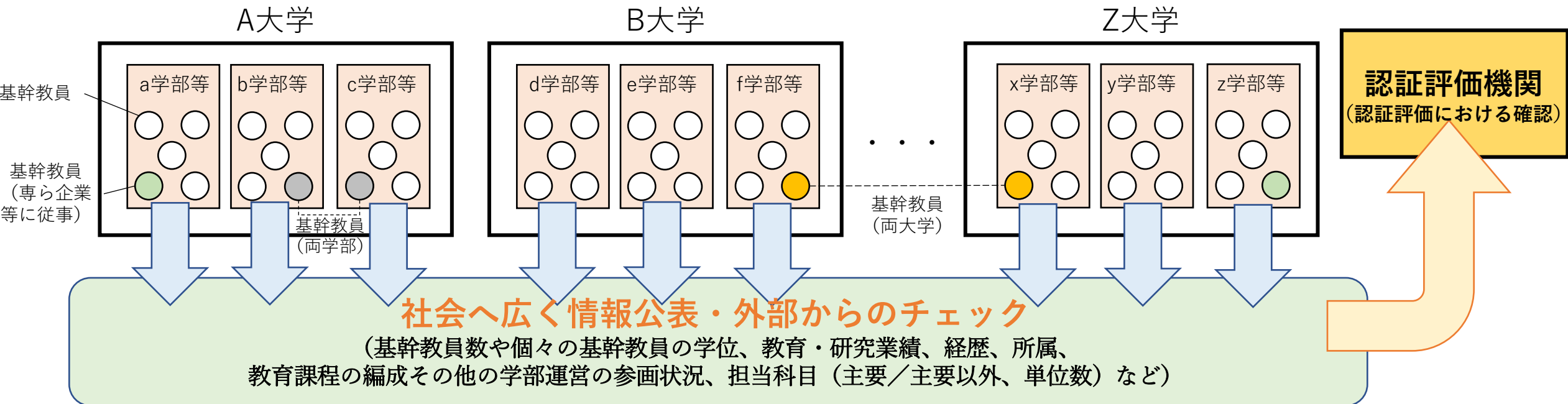
ケース⑤

A学部及びB学部の教育課程の編成等に責任を担い、A学部の教育課程は年間2単位の主要授業科目、B学部の教育課程は年間8単位以上の授業科目を担当する教員（専ら当該大学の教育研究に従事する者）

いずれかの学部に「1」算入

注：学部以外の基本組織（教教分離型の場合は教育組織）を含む

基幹教員に係る情報公表を通じた質保証（イメージ）



○質保証システム部会審議まとめ（令和4年3月）抜粋

【基幹教員に係る留意事項】

教育研究の質の低下を招かないよう、学内及び学外での兼務の際の取扱いやその際の条件については制度化に当たり留意する必要。また、大学の教育研究体制等への影響も踏まえ、各大学において基幹教員（仮称）の情報（学位、教育及び研究業績、経歴など）を常時公表し、外部からの検証が受けられるようにするなど、データやエビデンスに基づく分析等を行うことができるようにすることが求められる。

【情報公表制度に関する改善・充実の方向性】

- 認証評価における情報公表に関する評価を実施するに当たっては、「教学マネジメント指針」において
 - (1) 「卒業認定・学位授与の方針」に定められた学修目標の達成状況を明らかにするための学修成果・教育成果に関する情報の例
 - (2) 学修成果・教育成果を保証する条件に関する情報の例のうち「大学の教育活動に伴う基本的な情報であって全ての大学において収集可能と考えられるもの」と整理されたものについては、当該指針を踏まえて確認を行うこととする。

【参考】 教員等に係る情報公表に関する現行法令

■学校教育法施行規則

第172条の2 大学は、次に掲げる教育研究活動等の状況についての情報を公表するものとする。

三 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

□学校教育法施行規則等の一部を改正する省令の施行について（平成22年6月施行通知）

第一 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）の改正の概要と留意点

③ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること。（第3号関係）

その際、教員組織に関する情報については、組織内の役割分担や年齢構成等を明らかにし、効果的な教育を行うため組織的な連携を図っていることを積極的に明らかにすることに留意すること。

教員の数については、学校基本調査における大学の回答に準じて公表することが考えられること。また、法令上必要な専任教員数を確保していることや、男女別、職別の人数等の詳細をできるだけ明らかにすることに留意すること。

各教員の業績については、研究業績等にとどまらず、各教員の多様な業績を積極的に明らかにすることにより、教育上の能力に関する事項や職務上の実績に関する事項など、当該教員の専門性と提供できる教育内容に関することを確認できるという点に留意すること。

■学校教育法第110条第2項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令

第1条

2 前項に定めるもののほか、法第109条第2項の認証評価に係る認証評価機関になろうとする者の認証の基準に係る法第110条第3項に規定する細目のうち、同条第2項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。

一 大学評価基準が、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められていること。

ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること。